

神奈川県道路占用工事共通仕様書

平成 30 年 4 月

神奈川県国土整備局 道路部 道路管理課

神奈川県道路占用共通仕様書 目次 (1/3)

章	条	項目名	頁
第1章 (総則)	第1条	目的	1
	第2条	適用範囲	
	第3条	工事の指示又は変更	
	第4条	工事の計画及び施行	
	第5条	工期	2
	第6条	保安	
	第7条	提出書類	
	第8条	着手、完了届及び情報提供等	
	第9条	騒音振動対策	3
	第10条	路面の維持	
	第11条	品質管理	
	第12条	安全確保	
	第13条	境界杭等	4
	第14条	道路附属物の取扱い	
	第15条	写真撮影	
	第16条	工事現場の照明	
	第17条	市街地における工事の施行	5
	第18条	現場管理	
	第19条	関係官公署等との連絡	
	第20条	検査	
	第21条	報告	6
	第22条	紛争の防止等	
	第23条	工事に起因する損害又は紛争の処置	
	第24条	条件変更その他	
	第25条	後片付け及び清掃	7
第2章 (掘削)	第26条	掘削の制限	
	第27条	取り壟し	
	第28条	発生土の搬出	
	第29条	掘削	
	第30条	特殊工法	
第3章 (土留工)	第31条	土留	8
	第32条	杭、矢板等の打設	

神奈川県道路占用共通仕様書 目次 (2/3)

章	条	項目名	頁	
(土留工)	第33条	土留板	8	
	第34条	切りばり		
第4章 (既設埋設物)	第35条	埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施行	9	
	第36条	施工時の留意事項		
	第37条	火気		
	第38条	埋設物の防護		
	第39条	埋設物の明示		
第5章 (履工)	第40条	車道の履工及びすり付け	10	
	第41条	歩道の履工		
	第42条	履工の管理		
	第43条	履工の出入口		
	第44条	材料等の搬入・搬出		
第6章 (埋め戻し)	第45条	撤去、点検	11	
	第46条	埋戻しの材料及び方法		
	第47条	杭、矢板等の残置		
第7章 (特殊工法)	第48条	推進工法、シールド工法等		
第8章 (仮復旧)	第49条	仮復旧	12	
第9章 (本復旧)	第50条	復旧方法	13	
	第51条	費用負担	14	
	第52条	道路補修責任期間		
第10章 (舗装工)	第53条	本復旧の施工	15	
	第54条	路面復旧の範囲		
	第55条	路盤工		
	第56条	アスファルト系舗装		
	第57条	コアー採取	16	
	第58条	コンクリート系舗装（ホワイトベース）		
	第59条	連続点掘の復旧		
		復旧範囲の算定方法		
		路面復旧の仕様（車道：標準復旧工法）		18
	第60条	路面復旧の仕様（車道：路盤先行工法）		19
	路面復旧の仕様（歩道）	20		

神奈川県道路占用共通仕様書 目次 (3/3)

章	条	項目名	頁
第11章 (歩道舗装)	第61条	歩道の復旧	21
		別表	22
第12章 (道路 附属物 ・その 他)	第62条	道路附属物の移設	23
	第63条	道路附属物の原状回復	
	第64条	道路標識、区画線及び道路標示	
	第65条	防護柵	
	第66条	街路樹等	
	第67条	照明設備	
	第68条	路肩、路面等	24
第69条	占用施設の管理		
附則			

神奈川県道路占用工事共通仕様書

[平成23年3月30日 道管第220号 道路部長通知]

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この仕様書は、神奈川県道路占用規則（昭和62年規則第21号）第8条第1項の規定に基づき、道路占用工事の施行にあたり遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施行並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

- 2 道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施行しなければならない。
- 3 所管土木事務所長（厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長を含む。以下同じ。）は、この仕様書のほかに、必要と認めた場合は、特記仕様書を付加することができるものとし、特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。
- 4 大規模災害発生時等、占用者が緊急対応を行う必要がある場合には、所管土木事務所長は、この仕様書によらずに応急措置を行うことを承認できるものとする。

(工事の指示又は変更)

第3条 占用者は、工事の施行において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(工事の計画及び施行)

第4条 占用者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、「施工計画書」を提出しなければならない。

なお、「施工計画書」は、「神奈川県土木工事共通仕様書（以下「土木工事仕様書」という。）第1編の共通編」に準拠して作成しなければならない。

2 工事用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占用者の責任において

選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行って設計図書等を提出しなければならない。

(工期)

第5条 占用者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工期内に完成できないときは、事前に理由書を添えて道路占用変更許可申請（協議）をしなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」（昭和49年12月1日土木部長通知）に準拠して実施しなければならない。なお、このことについては、併せて所轄警察署長の指示を受けなければならない。

2 工事施行中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡回させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(提出書類)

第7条 占用者は、所管土木事務所長が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占用者は、工事に着手しようとするときは、工事の7日前までに神奈川県道路占用規則（昭和62年規則第21号）第7条第2項に定める工事着手届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は所管土木事務所長の指示に従うこと。

2 占用者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について（平成18年3月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同 国道利第38号国道国防第206号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施行中は、当該工事が占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

3 占用者は、工事（仮復旧までの工事を含む。）が完了したときは、第15条に定める工事写真及び出来形管理図を添付して、完了の日から7日以内に神奈川県道路占用規則第8条第2項に定める工事完了届を提出しなければならない。

ただし、出来形管理図は小規模工事等で所管土木事務所長が提出を要しないと認めた場合はこの限りではない。

なお、占用者が自ら検査を行っている場合には、原則として検査資料を添付す

るものとする。

- 4 占用者は、工事着手届及び工事完了届の提出にあたっては、次の各号に注意すること。
 - (1) 工事着手届及び工事完了届の様式は、神奈川県道路占用規則に定める様式(第3号様式及び第4号様式)を使用すること。
 - (2) 舗装台帳、排水台帳等に修正の必要が生じるときは、所管土木事務所長の指示に従い関係資料を提出すること。

(騒音振動対策)

第9条 占用者は、工事の施行にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

- 2 占用者は、工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。
- 3 占用者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第10条 占用者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(品質管理)

第11条 占用者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

- 2 占用者は、工事に使用する材料について、土木工事仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、所管土木事務所長が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第12条 占用者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、萬一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに所管土木事務所長及び関係機関に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

- 2 占用者は、ガス管埋設箇所及びその周辺における工事の施行にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和45年5月11日付け建設省道政発第34号建設省道路局長通達）の記2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

(境界標等)

第13条 占用者は、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事内容によりやむを得ず一時的に移動する必要が生じる場合は、事前に復元方法について所管土木事務所長の指示を受けなければならない。また、工事完了後原状回復し、所管土木事務所長の確認を受けなければならない。

なお、境界標にあっては隣接地権者の、基準点、水準点にあっては設置者の、事前の了解と復旧後の確認を受けるものとする。

(道路附属物の取扱い)

第14条 道路附属物の取扱いについては、第12章の規定によるものとする。

(写真撮影)

第15条 占用者は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに完了後外部から明視できない箇所、特に暗渠伏越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、所管土木事務所長に提出しなければならない。

- 2 工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を帶広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行わなければならない。
- 3 その他写真撮影は、別に定める「道路占用掘削工事出来形管理用写真撮影要領」（平成23年3月30日付け道管第221号道路部長通知）により行わなければならない。

(工事現場の照明)

第16条 工事の施行が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

(市街地における工事の施工)

第17条 市街地において工事を施行する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱

(土木工事編)」(平成5年1月12日付け建設省経建発第1号)に準拠して施行しなければならない。

(現場管理)

第18条 占用者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、現場の指揮監督にあたらなければならぬ。

(関係官公署等との連絡)

第19条 占用者は、関係官公署及び関係企業者と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、所管土木事務所長にその内容を報告しなければならない。

(検査)

第20条 占用者は、工事完了後速やかに所管土木事務所長の検査を受けなければならない。ただし、所管土木事務所長が必要と認めた場合は、工事中においても検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 占用者は、所管土木事務所長から検査の立会や必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならぬ。
- (2) 検査方法等については、その都度所管土木事務所長の指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えることができる。
- (3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならぬ。
- (4) 検査に要する費用は、占用者が負担しなければならぬ。

(報告)

第21条 占用者は、所管土木事務所長が必要と認めたときは、その求めに応じて報告書を提出しなければならぬ。

(紛争の防止等)

第22条 占用者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占用者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
(2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
(3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占用者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第23条 占用者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに所管土木事務所長に報告し、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第24条 所管土木事務所長が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更を行うことができる。

- 2 所管土木事務所長は、占用者がこの仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 占用者は、所管土木事務所長から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

(後片付け及び清掃)

第25条 占用者は、工事に伴う土砂、資材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了しなければならない。

第2章 挖 削

(掘削の制限)

第26条 舗装路面は、原則として次の期間内は、掘削を許可しない。

- | | |
|------------------|----|
| (1) セメントコンクリート舗装 | 5年 |
| (2) アスファルト舗装 | 3年 |
| (3) 歩道舗装 | 3年 |
| (4) 簡易舗装 | 2年 |

経過年数 舗装種別	1	2	3	4	5
セメントコンクリート舗装					
アスファルト舗装					
歩道舗装					
簡易舗装					

ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの。

イ 沿道建築物への水道、下水、電気、ガス、電話の各戸引込地下埋設管の

布設工事等のために行うもの。なお、この復旧については掘削制限期間の起点としない。

(取り壊し)

第27条 路面及び構造物の取り壊しの範囲は、許可条件に基づくこととする。

(発生土の搬出)

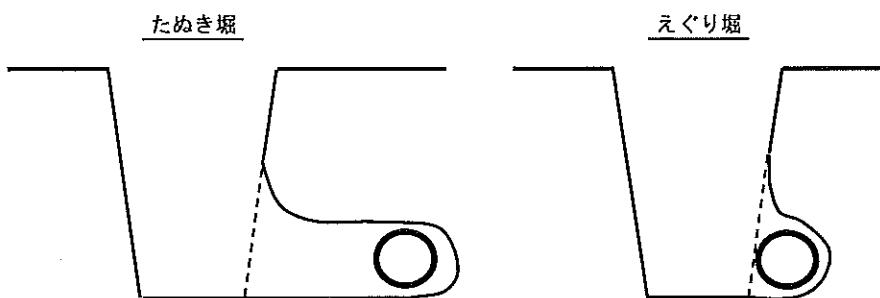
第28条 舗装破片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出し、適正に処理するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

- 2 土運搬車の荷台には、シートをかける等の措置を行い、運搬中土砂を撒き散らかさないようにしなければならない。
- 3 路面を汚した場合は、直ちに清掃しなければならない。
- 4 アスファルト塊、コンクリート塊その他の産業廃棄物は、関係法令に従い適正に処理しなければならない。

(掘削)

第29条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施行しなければならない。

- (1) 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき堀り、えぐり堀りを行ってはならない。



- (2) 掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。
- (3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。
- (4) 湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。
- (5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- (6) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によっ

て掘削工法を検討し、施工しなければならない。

(7) 側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。

(特殊工法)

第30条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記し、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

第3章 土 留 工

(土留)

第31条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

- 2 掘削の深さが4メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行わなければならない。
- 3 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を所管土木事務所長その他関係者に通知しなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第32条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から1.5メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第33条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第34条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第4章 既設埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施行)

第35条 占用者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施行する場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記しなければならない。

（施行時の留意事項）

第36条 占用者は、工事の施行中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

- 2 杣及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は通常埋設物が予想される2メートル程度までは人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。
- 3 埋設物を露出させたまま工事を施行する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

（火気）

第37条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

（埋設物の防護）

第38条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

- 2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

（埋設物の明示）

第39条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管及び電線（各戸の引込管及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、「地下埋設物表示に関する取扱要領」（昭和47年1月6日道補第679号）に従い明示しなければならない。

- 2 シートの埋設位置は、管上30センチメートル（ガス管については50センチメートルとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第5章 覆工

（車道の覆工及びすり付け）

第40条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はP Cコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないよう以し、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならぬ（縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない）。

(歩道の覆工)

第41条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第42条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならぬ。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第43条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかなければならぬ。

(材料等の搬入・搬出)

第44条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならぬ。

- 2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならぬ。

第6章 埋め戻し

(撤去、点検)

第45条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第46条 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面30センチメートルまで（埋設物が神奈川県道路占用許可基準における法第2号物件地下埋設管の基準中「(位置)(2)」に定める「電線」の場合にはその上面10センチメートルまで）砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生碎石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」（平成7年3月22日付け道管第378号道路管理課長通知）に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、施工は掘削底面より一層厚20センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚30センチメートル以下とする。

また、各材料の規格品質「土木工事仕様書第1編第2章材料編」によるものとする。

2 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3 路盤工から上層部の施工については、第10章（舗装工）によるものとする。

4 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧まで完了しなければならない。

(杭、矢板等の残置)

第47条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が生ずる場合は、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度1.5メートル以上で切断しなければならない。

また、工事施工中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を所管土木事務所長に提出しなければならない。

第7章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第48条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進杭及び到達杭の土留工については、第3章を遵守し、掘削に際しては、えぐり堀りを行ってはならない。

2 推進工法

(1) 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては、国土交通省が定める

基準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請（協議）書に位置、範囲、施工工法等を添付し所管土木事務所長の許可を得なければならない。

- (2) 工事実施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を計測し、その結果を所管土木事務所長に提出しなければならない。

3 シールド工法

- (1) 土砂搬出の設備の位置箇所及び土砂搬出の方法は、道路占用許可申請（協議）書に明記した上で、あらかじめ所管土木事務所長の許可を得なければならない。

土砂搬出設備は、土砂の飛散等を防止する措置を講じ、外観は周囲の美観を損なわないようにしなければならない。

- (2) 「たて坑部」を設置する際に所管土木事務所長が指示した場合は、当該工事完了後、完成検査を受けなければならない。

- (3) 占用者は次の各号について、所管土木事務所長が資料の提出を求めた場合には、速やかに提出できるよう事前に資料を作成しなければならない。

ア 路面の変動状況

イ 坑内からの排水状況

ウ シールドの計画法線に対する変位量

エ セグメントの直円からのひずみ量

オ 覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位量

- (4) 覆工背面の充填は十分行わなければならない。

- (5) 事故防止対策については、十分な措置を講じなければならない。

- 4 工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないよう施工するとともに、異常が発見された場合には、直ちに所管土木事務所長に報告し、その指示を受けて、原状回復又はそれにかわる措置を講じなければならない。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

第49条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

- 2 仮復旧は、次の構造を標準とする。

		路盤工	表層工
車	N ₇ (3000 ≤ T) N ₆ (1000 ≤ T < 3000)	再生碎石 又はクラッシャーラン t = 15~20 cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t = 5 cm 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t = 5 cm
	N ₅ (250 ≤ T < 1000) N ₄ (100 ≤ T < 250) N ₁ 、N ₂ 、N ₃ (T < 100)	再生碎石 又はクラッシャーラン t = 15 cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t = 5 cm
道			

歩道	再生碎石 又はクラッシャーラン $t = 5 \text{ cm}$	表層：再生密粒度又は密粒度 $t = 3 \text{ cm}$
----	--	-------------------------------------

注) Tとは、舗装計画交通量(単位:台/日・方向)をいう。

注) tとは、舗装の厚さという。

3 すり付け工は、縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下ですり付けを行うものとする。

4 本復旧を施工するまでの間(1週間以上は間を置くこと)、占用者は、工事の施行箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

5 路面標示類は、法令に基づき設置されているものであり、また交通安全確保のために重要なものであるので、仮復旧であっても、仮区画線をペイント等で原形どおり必ず標示すること。なお、仮復旧での交通開放期間が長期に及ぶ場合は、長期間の使用に耐える路面標示を施さなければならない。

6 次の条件を全て満たした場合、路盤(瀝青安定処理部分を除く)部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、当該部分以下は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しないものとができる(以下「路盤先行」という)。

(1) アスファルト舗装であること。

(2) 掘削面積が300平方メートル以上で、神奈川県土木工事施工管理基準書(以下「施工管理基準書」という。)の品質管理基準及び規格値に規定する締固め度が得られること。

(3) 周辺の舗装状況が良好であること。

(4) 工事完了後において沈下の有無の現地確認を行う体制が整っていること。

(5) その他所管土木事務所長が指示した条件。

7 前項の規定に基づき路盤先行を行う場合には、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて現場密度の測定を行い、規格値(最大乾燥密度の93%以上で、下層路盤にあっては3個の測定値の平均値が97%以上、上層路盤にあっては3個の測定値の平均値が96.5%以上であること)を満たしていることを確認のうえ、測定データを所管土木事務所長へ提出すること。

第9章 本復旧

(復旧方法)

第50条 本復旧は、次のとおり施工しなければならない。

(1) 復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占用者が行うものとする。

ア 復旧工事に高度の技術を必要とする場合

- イ 道路工事の先行工事として行う場合
 - ウ 道路占用者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括して復旧することが適当と判断した場合
 - エ その他、所管土木事務所長が特に必要と認めた場合
- (2) 復旧方法は次のとおりとする。
- ア 復旧方法は、交付された許可条件及びこの仕様書に基づき行うこと。
 - イ 復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。
 - ウ 復旧範囲は、特に指示しない限り第60条（路面復旧範囲の算定方法）による。
 - エ 本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。
- (3) 路面標示類
- 路面標示についても原形どおり（材料含む）復旧すること。

(費用負担)

第51条 占用者は、神奈川県道路占用規則第10条の規定に基づき、路面復旧工事を要する費用を負担するものとし、道路管理者が指定する次の路面復旧に要する費用を、別に発行する納入通知書により納入するものとする。

- (1) 神奈川県道路占用規則第10条第1項第1号に規定する自費復旧工事の場合は、掘削面積に2.4を乗じた面積（ただし、電柱等で占用物件が路面に露出することにより、路面の復旧を要しない部分がある場合は、その面積を控除した面積とする。）に道路管理者の決定した単価を乗じた額に100分の6を乗じて得た金額とする。
- (2) 神奈川県道路占用規則第10条第1項第2号に規定する管理者復旧工事の場合は、道路管理者が決定する面積を基本にし、神奈川県の積算基準に基づいて算定した工事費と、その工事費に100分の10を乗じて得た間接事務費の合計額に、消費税相当額を加算した金額とする。なお、現場の状況による設計変更に伴う工事費の増減は、清算によりこれを行う。

(道路補修責任期間)

第52条 占用者が占用工事を施行した舗装、路床、法部その他の道路の構造に關係あるものに欠陥があるときは、当該工事完了の日から2年間（当該道路の構造に關係あるものが簡易舗装、コンクリート平板ブロック、砂利道又は街路樹である場合は、1年間）、当該工事を施行した占用者がその補修を行わなければならぬ。

第10章 舗装工

(本復旧の施工)

第53条 本復旧の施工については、「土木工事仕様書第6編道路編第2章舗装」に準拠して行うものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、所管土木事務

所長の指示によるものとする。

- 2 本復旧の施工管理は、施工管理基準書に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

(路面復旧の範囲)

第54条 路面復旧の範囲の基本は、第60条（路面復旧範囲の算定方法）に定めるとおりとする。ただし、路盤を含めないで算定した場合、復旧箇所及び付近に悪影響を生ずる可能性があるときは、全面積路盤を含めて算定するものとする。

- 2 また、特殊舗装の場合においては、現場の状況を勘定しその都度別に算定するものとする。

(路盤工)

第55条 下層路盤に使用する粒状路盤材は再生クラッシャラン（RC-40）を標準とし、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。

- 2 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、再生粒度調整碎石（RM-40）、粒度調整鉄鋼スラグ（MS25）又は水硬性粒度調整鉄鋼スラグ（HMS-25）を標準とし、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。
- 3 路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では15センチメートル以下、下層路盤では20センチメートル以下になるように敷きならさなければならない。
- 4 路盤の締固めは、最適合水比付近の含水比で締固めなければならない。
- 5 プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、発注者の指定のある場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-3の規格に適合するものとする。

(アスファルト系舗装)

第56条 舗装版（表層）に関わる復旧範囲は、原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。

- 2 車線にまたがるときの復旧範囲は、原則として全幅とする。
- 3 路盤に係わる復旧範囲及び具体的な算定については第60条（復旧範囲の算定方法）による。ただし、車道上層路盤面については、機械施工を基本とする。
- 4 加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- 5 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
- 6 加熱アスファルト混合物の舗設作業は、原則として気温5℃以下のときには施工してはならない。

- 7 表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。
- 8 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所管土木事務所長の指示に従って施行しなければならない。
- 9 加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。
- 10 横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
- 11 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。
既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- 12 アスファルト混合物は、土木工事仕様書（第1編共通編第3章一般施工、第6節一般舗装工3-6-2 19）に定められた規格に適合するものとする。
- 13 車道部の舗装の構成については、次の構造を標準とする。

交通量区分	標準 A	標準 B
N7 ($3,000 \leq T$)	表層 (密粒度改質II) t= 5cm 中間層 (粗粒度改質II) t= 5cm 基層 (再生粗粒度) t= 5cm 上層路盤 (再生瀝青安定処理) t=10cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=35cm 下層路盤 (RC-40) t=40cm	表層 (密粒度改質II) t= 5cm 中間層 (粗粒度改質II) t= 5cm 基層 (再生粗粒度) t= 5cm 上層路盤 (再生瀝青安定処理) t=10cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=45cm 下層路盤 (RC-40) t=50cm
N6 ($1,000 \leq T < 3,000$)	表層 (密粒度改質II) t= 5cm 基層 (再生粗粒度) t= 5cm 上層路盤 (再生瀝青安定処理) t= 8cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=25cm 下層路盤 (RC-40) t=40cm	表層 (密粒度改質II) t= 5cm 基層 (再生粗粒度) t= 5cm 上層路盤 (再生瀝青安定処理) t=10cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=35cm 下層路盤 (RC-40) t=35cm
N5 ($250 \leq T < 1,000$)	表層 (密粒度改質I) t= 5cm 基層 (再生粗粒度) t= 5cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=25cm 下層路盤 (RC-40) t=30cm	
N4 ($100 \leq T < 250$)	表層 (再生密粒度) t= 5cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=15cm 下層路盤 (RC-40) t=35cm	表層 (再生密粒度) t= 5cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=25cm 下層路盤 (RC-40) t=30cm
N1、N2、N3 ($T < 100$)	表層 (再生密粒度) t= 5cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=15cm 下層路盤 (RC-40) t=20cm	表層 (再生密粒度) t= 5cm 上層路盤 (MS25, RM-40) t=20cm 下層路盤 (RC-40) t=20cm

注1) Tとは、舗装計画交通量（単位：台／日・方向）をいう。

注2) 再生密粒度とした部分に密粒度を、再生粗粒度とした部分に粗粒度を使用することは妨げない。

注3) 標準Aは設計CBR 3に、標準Bは設計CBR 2に、それぞれ対応している。

(コア一採取)

第57条 検査のためのコア一採取するときは、所管土木事務所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。

(コンクリート系舗装(ホワイトベース))

第58条 セメントコンクリート舗装は、1ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として1ブロックを復旧するものとする。隣接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。

- 2 算定においては、路盤を含む面積は第60条(復旧範囲の算定方法)により、コンクリート版は原則として1ブロックごとにする。
- 3 アスファルト・セメントコンクリート舗装(ホワイトベース)の場合は、表面がカバーされており、ブロックの長さ及び幅が表面に現れないもので、判断困難につき1ブロックの長さを6.0メートル、幅を3.75メートルとみなし、現場の状況を調査判断の上算定する。なお、影響部分については、セメントコンクリート舗装の場合の追徴方法を適用するものとする。

(連続点堀の復旧)

第59条 道路の中心線と平行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版(表層)で3メートルを確保すること。

- 2 連続点堀の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を所管土木事務所長の指示により、舗装版(表層)の打換又は切削オーバーレイをすることとする。
なお、上記の5メートル未満の区間について道路構造の保全上必要な場合は、路盤からの打換を指示できることとする。
- 3 競合する給水管及び取付管工事については、道路構造上連続点堀と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

(復旧範囲の算定方法)

第60条 復旧範囲の算定は、次のとおりとする。

路面復旧の仕様（車道：標準復旧工法）

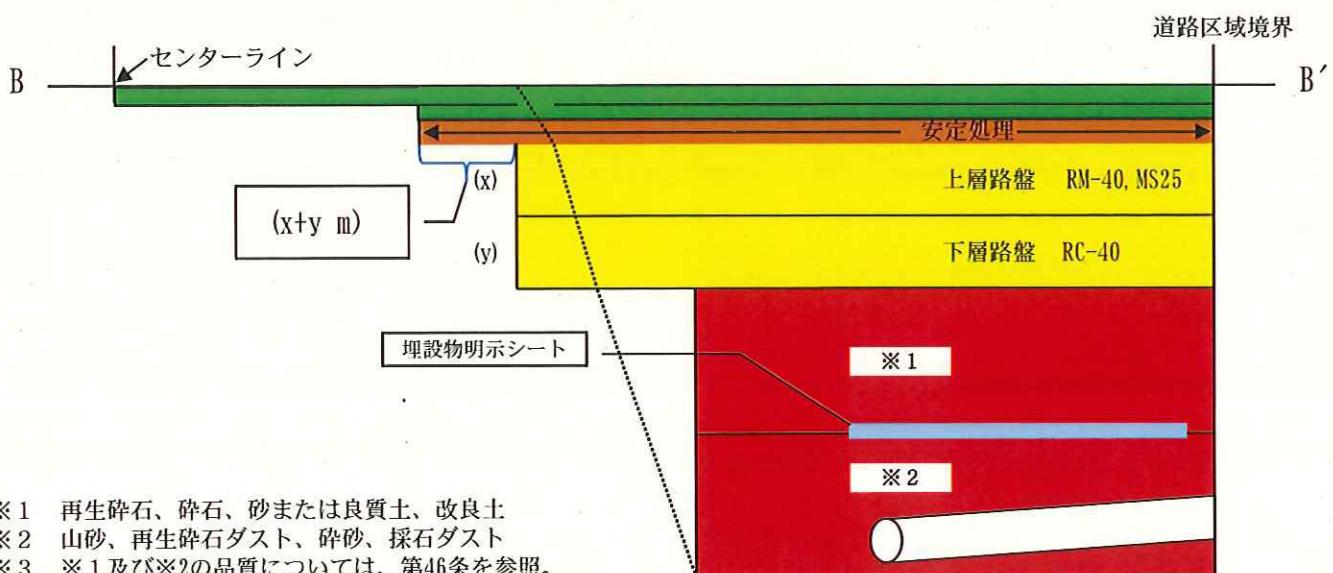
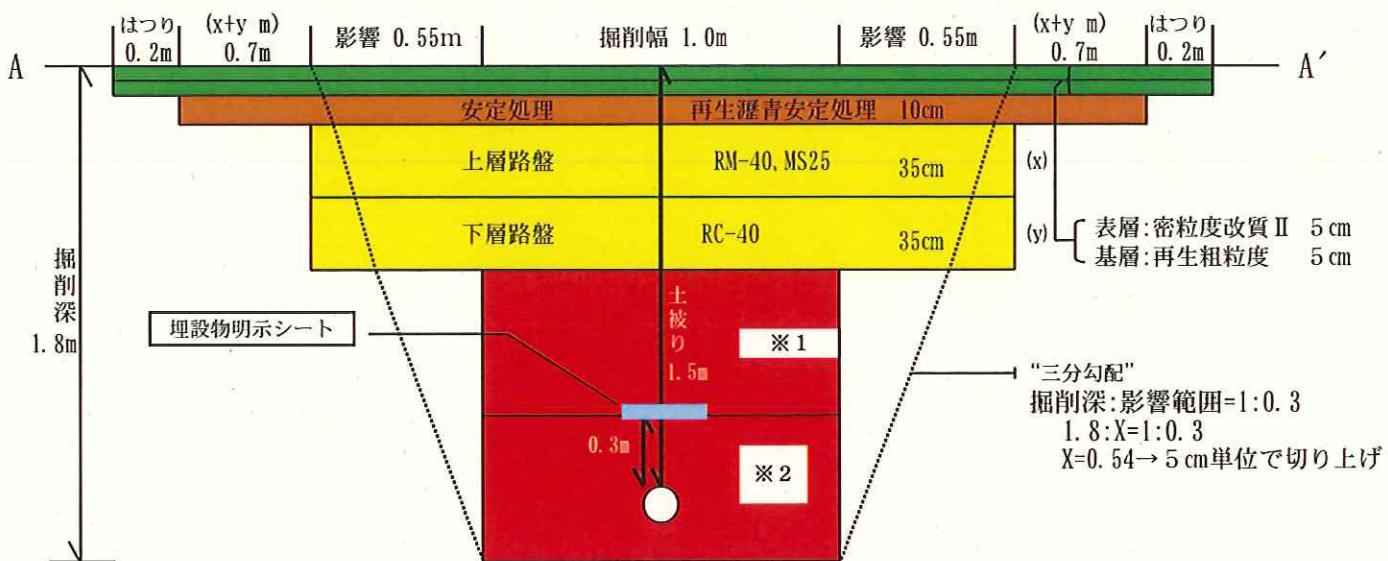
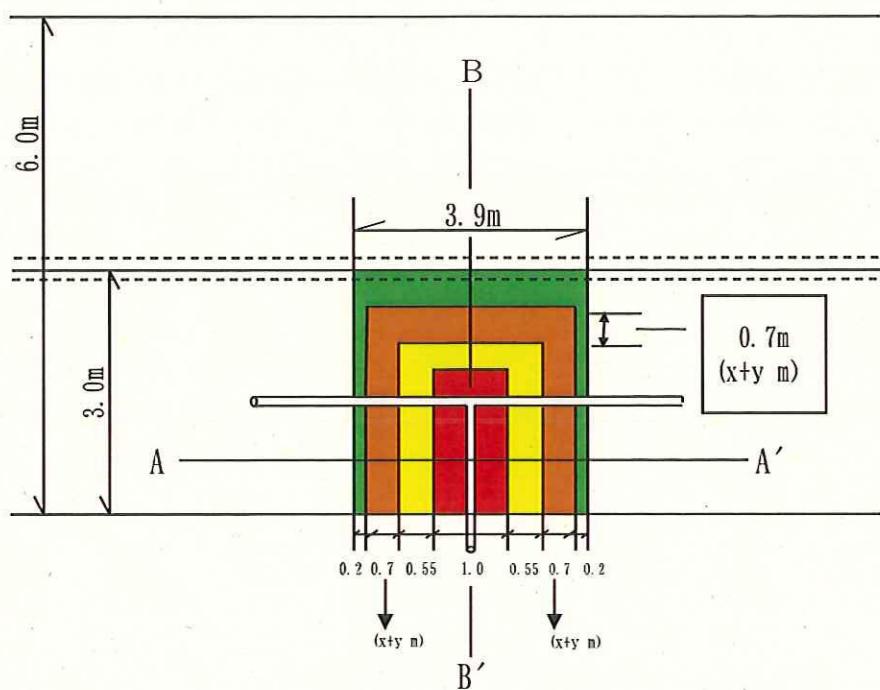
事例：取付管布設

掘削幅 1.0m
延長 1.5m
深さ 1.8m
土被り 1.5m
車道幅 6.0m

N6交通の場合

事例：既設舗装厚

表層 5cm
基層 5cm
安定処理 10cm
上層路盤 35cm
下層路盤 35cm



※1 再生碎石、碎石、砂または良質土、改良土

※2 山砂、再生碎石ダスト、碎砂、採石ダスト

※3 ※1 及び※2の品質については、第46条を参照。

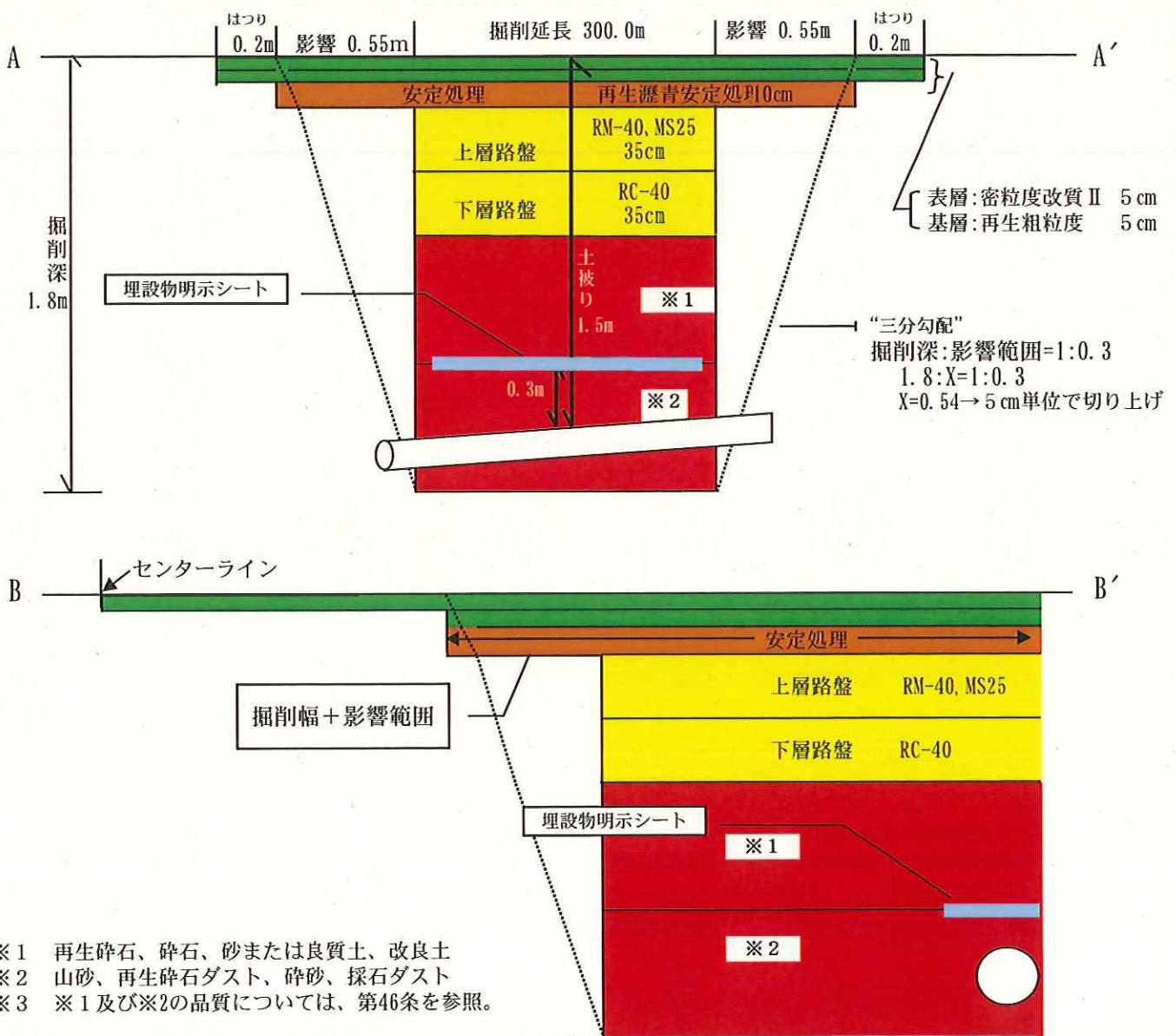
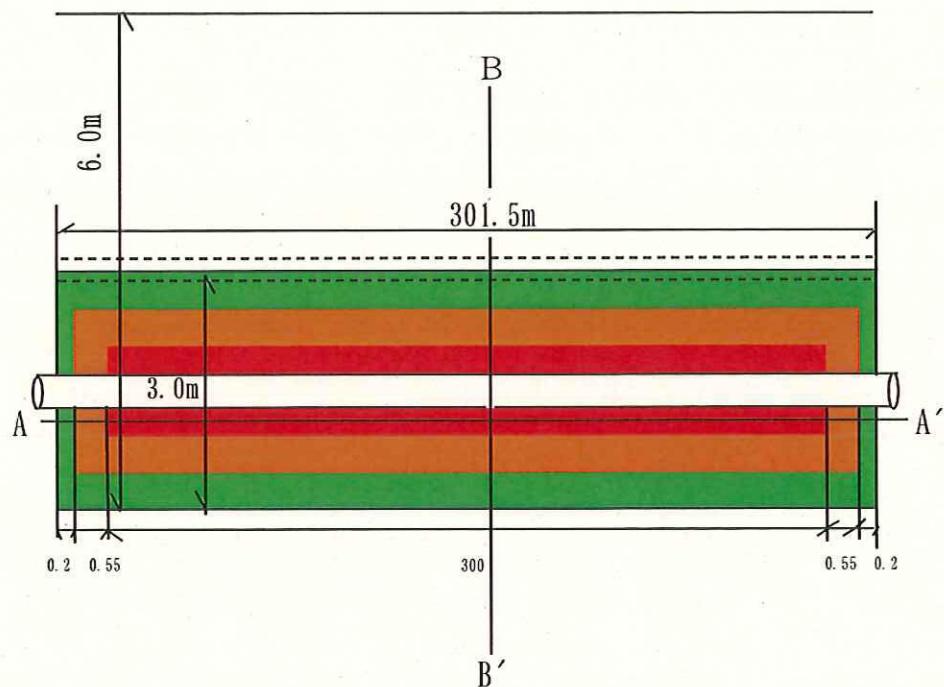
路面復旧の仕様（車道：路盤先行工法）

事例：本管布設

掘削幅 1.0m
延長 300.0m
深さ 1.8m
土被り 1.5m
車道幅 6.0m

N6交通の場合

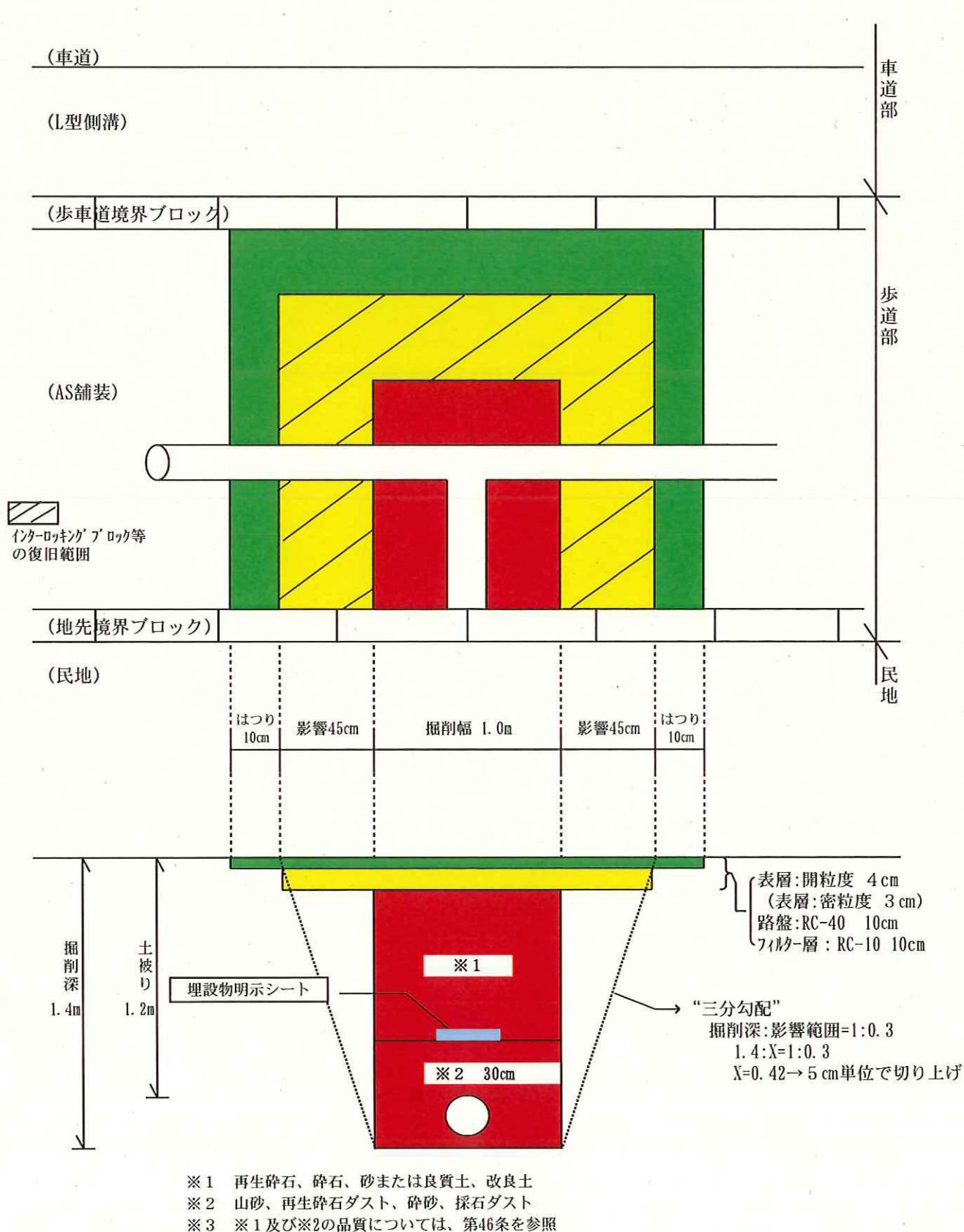
事例：既設舗装厚
表層 5cm
基層 5cm
安定処理 10cm
上層路盤 35cm
下層路盤 35cm



路面復旧の仕様（歩道）

事例：取付管布設

掘削幅×延長 1.0m×1.0m
 掘削深 1.4m
 土被り 1.2m
 歩道幅 2.0m
 一般部の歩道（切下げていない）



第11章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第61条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

なお、連続点堀の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、第59条第2項の規定によるものとする。

- (1) 歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、所管土木事務所長が認めたときはこの限りではない。

仮復旧にあたっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、厚さ3センチメートルで行う。

- (2) 平板・インターロッキングブロック等（以下「平板等」という。）の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。

ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。

- (3) アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装しなければならない。

- (4) 切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。

- (5) 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。

ア 材料は再生碎石（RC-40）又はクラッシャーラン（C-40）を使用する。

イ 敷きならしは1層15センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行う。

- (6) 視覚障害者誘導用のブロック等を一時撤去して施工する場合には、仮復旧で交通開放する際にも代替措置を講じ、従前どおりの道路利用者の利便性を確保しなければならない。

- (7) 舗装の構成については別表による。

ア インターロッキングブロック舗装については、現況の舗装構成で復旧すること。

イ 平板インターロッキングブロックの場合は影響幅までとする。

別表（第61条第1項第6号関係）

① 透水性舗装における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表層	$t = 4\text{ cm}$ (開粒度)	$t = 5\text{ cm}$ (開粒度)	特殊部における舗装構成を 参照	1 透水性舗 装用加熱アス ファルト混合物 舗装を原則 とする。 2 路盤面の プライムコートは 施工しない。
	路盤	$t = 10\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	$t = 20\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)		
	フィルター 層	$t = 10\text{ cm}$ (砂層)	$t = 10\text{ cm}$ (砂層)		

② 特殊部における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表層	$t = 3\text{ cm}$ (密粒度) (再生密粒度)	$t = 5\text{ cm}$ (密粒度) (再生密粒度)	$t = 5\text{ cm}$ (密粒度) (再生密粒度)	1 アスファルト 舗装を原則 とする。
	基層	—	—	$t = 5\text{ cm}$ (粗粒度) (再生粗粒度)	
	路盤	$t = 10\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	$t = 20\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	$t = 30\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	
コンクリート 舗装	コンクリート 舗装版	$t = 7\text{ cm}$ ($\delta ck = 18\text{ N/m}^2$)	$t = 10\text{ cm}$ ($\delta ck = 18\text{ N/m}^2$)	$t = 15\text{ cm}$ ($\delta ck = 18\text{ N/m}^2$)	
	路盤	$t = 10\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	$t = 20\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	$t = 30\text{ cm}$ (C-40) (RC-40)	

※注1 アスファルト舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度
(再生細粒度) とすることができる。

第12章 道路附属物・その他

(道路附属物の移設)

第62条 占用者は、街路樹、ガードフェンス、道路照明施設その他の道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ所管土木事務所長の指示に従わなければならぬ。また、工事中に道路附属物の移設の数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物の原状回復)

第63条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占用者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、所管土木事務所長の指示に従わなければならぬ。

(道路標識、区画線及び路面標示)

第64条 工事のためやむを得ず路面標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならぬ。
2 工事のためやむを得ず区画線及び路面標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

(防護柵)

第65条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかなければならぬ。

(街路樹等)

第66条 工事区内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹枠内の保護等については、所管土木事務所長の指示に従わなければならぬ。
2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について所管土木事務所長の指示に従わなければならぬ。
(1) 移植時期（復植を含む。）
(2) 移植方法（復植を含む。）
(3) 移植場所

(照明設備)

第67条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明設備にしなければならぬ。
2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、所管土木事務所長の指示に従わなければならぬ。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、所管土木事務所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第68条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

(占用施設の管理)

第69条 占用者は、占用物件（特にマンホール）のパトロールを常に行い、良好な状態に維持・管理するものとし、占用物件やその周辺に破損があった場合は、所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

2 占用物件やその周辺が破損していることに起因した事故が発生した場合は、速やかに所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

附 則（平成23年3月30日道管第220号）

- 1 この仕様書は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この仕様書の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可（同意）を受けている占用者及び道路占用許可申請（協議）書を受理している占用者に係る工事については、この仕様書の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 3 神奈川県道路占用工事共通仕様書（平成7年4月）は、廃止する。

附 則（平成26年3月27日道管第270号）

- 1 この仕様書は、平成26年4月1日から施行する。